

東日本大震災（モデルケース 3 市町（宮古市、陸前高田市、双葉町））の 教訓を踏まえた論点整理（1）

0 基本的な考え方（東日本大震災（モデルケース 3 市町の教訓）と関連する事項）

0. 1 東日本大震災の教訓を踏まえると、地方公共団体自身の深刻な被害を合理的に想定して対応を考える ICT-BCP の策定が極めて重要であるといえるのではないか。
0. 2 ICT-BCP の位置付けについて、防災法制との関係をどのように整理すべきか。
【関連箇所：P 8 1. 4. (3)「業務継続計画と地域防災計画との関係」】
0. 3 現行ガイドラインの被害想定は適切か。現行ガイドラインでは、庁舎・設備等の災害危険度の調査について昭和 56 年から実施された新耐震基準を想定しており、現行ガイドラインでは震度 6 レベルの耐震性を推奨しているが、中央防災会議において、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針の変更が検討されている中で、少なくともその検討結果を踏まえた改定が必要となるのではないか。
【関連箇所：P 23 ステップ 3「庁舎・設備等の災害危険度の調査」】
0. 4 災害発生後に地方公共団体の職員がマニュアルを見て行動できるものと、詳細な解説書としてのガイドラインの 2 種類を作成してはどうか。以下 2～8 においてガイドラインで扱う部分を精査する必要があるのではないか。
0. 5 ガイドラインの射程は現行と同じ、すなわち ICT 部門が一般的に責任を負っている範囲としてよいのではないか。
0. 6 現行ガイドラインの「災害後優先すべき業務」の概念には、業務視点で整理した場合、①「応急業務」及び②「継続・早期復旧が必要な業務」すなわち、通常時の業務だけでなく、災害の発生により新たに生じる業務も含まれている。この概念も現行と同じでよいのではないか。
0. 7 ICT-BCP の普及を図るためには、現行ガイドラインの中から「初めの一歩」として取り組むべき事項を切り出すことを考えてはどうか。切り出しの視点としては、①優先順位の高い業務への重点化、② ICT-BCP を策定する以前の最低限の準備（環境整備）、③訓練の企画—実施の積み重ねによる ICT-BCP 策定及びその組み合わせが考えられるがどうか。
0. 8 地方公共団体において当然発生し、共通的に取り組むべきであると認められる事項があればガイドラインといえども抽象化せず具体的に記述すべきではないか。
0. 9 被災時に ICT 部門の要員を確保する必要性は認められるのではないか。少なくとも「初動行動」において業務継続を支援するための要員の確保は欠かせないのではないか。
【関連箇所：P 32 ステップ 6「初動行動計画の立案」】
【関連箇所：P 56 ステップ 12「重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握」】
0. 10 ICT-BCP の策定の必要性について首長等に理解をしてもらうためにはどのような取り組みが必要か。

0. 1 1 ICT-BCPガイドラインの中で、効果的なICTの利活用シーンを提示していくことも重要ではないか。

1 東日本大震災（3市町のケース）の教訓の総論

1. 1 被害想定については、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて定める必要があるものの、陸前高田市のケース（本庁舎の倒壊、データの喪失、代替拠点での暫定的サービス提供、電源及びネットワークの喪失）を最悪のケースとして考えて良いか。

1. 2 ①「応急業務」のうち「初動行動」に該当する業務（例えば避難所における住民の安否確認）は、行政が独力で対応しなければならない公算が高い点において特に優先順位の高い業務といえるのではないか。このため、ICT-BCPガイドラインでは「初動行動」の支援計画を地方公共団体が最初に取り組むべき「初めの一步」として切り出してはどうか。

1. 3 「初動行動」を支援するICT部門の業務としては、「住民の安否確認支援」、「外部との連絡手段の確保」があると思うがどうか。あるいは「本人確認資料等＜住民票、国民健康保険証、所得証明＞の発行、り災証明の発行支援」なども含めるべきかどうか（り災証明は家屋等の現地調査を行った後の発行となるので「初動行動」と位置付けるのは無理があるのではないか）。また、ほかに考えられる業務はあるか。一方、「住民への情報提供」の観点では、発災直後の避難誘導などが考えられるが、この点は、防災・危機管理部門にゆだねるという考え方でよいか。

1. 4 住民情報（既存住基のデータ）の保管は、0. 7②ICT-BCPを策定する以前の最低限の準備（環境整備）といえるのではないか。

1. 5 ICT-BCPガイドラインでは、行政コストや職員の習熟度の観点から、災害対応時のみの活用を前提としたICTの活用を記述するのは現実的ではなく、通常業務で活用されているICTツールの活用を原則とすべきではないか。

（以上1. 1～1. 5）

【関連箇所：P 3 2 ステップ6「初動行動計画の立案」】

【関連箇所：P 4 8 ステップ1 1「重要業務・重要情報システムの選定」】

2 住民の安否確認業務支援

2. 1 発災直後から、避難所において住民の安否確認業務として、避難住民の名簿と住民情報との突合作業が行われるので、地方公共団体の職員が住民情報を活用できるようにする必要があるのでないか。

2. 2 住民の安否確認業務を遂行するためには、①住民情報の保護のほか、②データのシステムからの抽出、③データの持ち込み、④データの加工・入力、⑤プリントアウト・コピーなどの作業が必要である。また、そのうちのいずれの作業に支障が生じても住民の安否確認に遅延が生じる。このため、電源及びネットワークの喪失を想定すると、非常用電源、PC（MSエクセル）、プリンター、コピー機（省電力・小型・高性能）、消耗品等と、その運搬手段が必要となるのではないか。

（以上2. 1～2. 2）

【関連箇所：P 3 0 ステップ5：重要情報のバックアップ】

【関連箇所：P 3 2 ステップ6「初動行動計画の立案」】

【関連箇所：P 5 6 ステップ 1 2 「重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握」】

3 住民情報の管理

3. 1 バックアップデータと原データは災害のリスクを踏まえて分散保管すべきではないか。
3. 2 クラウド環境等（クラウド、ハウジング、ホスティング）の場合、データセンターの耐災害性をどのように評価すべきか。また、バックアップの必要性の有無や具体的方法についてガイドラインにおいて提示する必要があるのではないか。
3. 3 万一、住民情報（既存住基のデータ）を喪失した場合を想定して、住基 4 情報（バックアップデータ）を他の地方公共団体等から迅速に取得する手順を具体的に計画・確立しておくことが考えられるのではないか。この点については国など他の機関に同一のデータが保管されているケース（戸籍、国保）も同様に論点となりうるのではないか。

（以上 3. 1～3. 3）

【関連箇所：P 3 0 ステップ 5：重要情報のバックアップ】

4 システムからのデータの抽出

4. 1 情報システムベンダーの被災を想定すると、システムからのデータの抽出は、地方公共団体職員が独力で遂行できる必要があるのではないか。特にクラウド環境の場合、データの不可視性が高まるため、「いつでも」、「自由自在に」データを閲覧でき、データの意味を理解でき、抽出できるようにするシステム環境が必要ではないか。
4. 2 データの抽出については、総務省が作成中の「中間標準レイアウト」が活用できるのではないか。
4. 3 データは地方公共団体職員が習熟しているエクセル形式で利用できるようにすべきではないか。また、中小規模の地方公共団体では紙に直接出力して備えることも有効ではないか。
4. 4 クラウド環境の場合は、近隣の地方公共団体や情報システムベンダーの端末からデータを抽出することが考えられるのではないか。その場合、実現のために、どのようなシステム環境を整備することが必要と考えられるか。

（以上 4. 1～4. 4）

【関連箇所：P 3 2 ステップ 6 「初動行動計画の立案」】

【関連箇所：P 8 4 ステップ 1 9 「投資を含む本格的な対策」】

5 データの持ち込み

5. 1 災害対策本部に庁舎又はデータセンターから、データを持ち込むための運搬手段をあらかじめ決めておく必要があるのではないか。またクラウドのように遠隔地にデータが格納されている場合、他の地方公共団体や情報システムベンダーによる搬入を計画することも考えられるのではないか。

【関連箇所：P 3 2 ステップ 6 「初動行動計画の立案」】

【関連箇所：P 8 7 ステップ 1 9 「投資を含む本格的な対策」】

6 外部との連絡手段の確保

6. 1 東日本大震災の教訓を踏まえると、固定電話や携帯電話のネットワークに深刻な被害を生じた場合の外部との連絡手段として最も有効であるのは、衛星移動携帯電話であると考え

られるかどうか。ほかの手段として考えられるものはあるか。

6. 2 衛星移動携帯電話の配備は、複数配備と分散配置を進める必要があるのではないかと。また、防災対策本部や避難所に持ち込むまでの計画が具体的に必要となるのではないかと。

6. 3 衛星移動携帯電話を地方公共団体間で融通する仕組みを整えておく必要があるのではないかと。

6. 4 衛星移動携帯電話を活用してインターネットに接続する機器を備えておくことについてどう考えるか。

(以上6. 1～6. 4)

【関連箇所：P 3 2 ステップ6「初動行動計画の立案」】

【関連箇所：P 8 7 ステップ19「投資を含む本格的な対策」】

7 「本人確認証明等及びり災証明の発行支援」

7. 1 本人確認証明等<住民票、国民健康保険証、所得証明>については、クラウド環境の場合においても、非クラウド環境の場合においても、近隣の地方公共団体や情報システムベンダーにおいて発行することが考えられるのではないかと。その場合、実現のためにどのようなシステム環境を整備することが必要と考えられるかと。

7. 2 本人確認証明等の運搬手段をあらかじめ計画しておく必要があるのではないかと。

7. 3 り災証明は災害発生に伴い新たに発生する業務であり、発行業務としては担当部署が行うものであると、ICT-BCPにおいては発行に必要なデータを保全するという考え方でよいかと。

(以上7. 1～7. 3)

【関連箇所：P 3 2 ステップ6「初動行動計画の立案」】

【関連箇所：P 8 7 ステップ19「投資を含む本格的な対策」】

8 「住民への情報提供」

8. 1 避難所等における住民への情報提供手段として手作りの「市報」が有効であったとの教訓を踏まえると、「印刷物を制作・配布」することができる最低限のICTツールを確保しておくことが重要ではないかと。また、他の地方公共団体で制作し、避難所等に持ち込むという方法も有効ではないかと。

8. 2 避難所における住民の情報収集手段としては、ワンセグやFMラジオなどの中波放送が有効であったことから乾電池や充電器の備蓄などが考えられるが、ICT-BCPにおいて扱うべきかどうか。

8. 3 (ネットワークが利用できる場合) ホームページによる情報提供継続について計画しておく必要があるのではないかと。

(以上8. 1～8. 3)

【関連箇所：P 5 6 ステップ12「重要情報システムの継続に不可欠な資源の把握」】